

指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の
「正当な理由」の判断基準及び取扱事項

下記のいずれかの事由に該当する場合は、正当な理由があるものとして取扱います。

記

理由①居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合

理由②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

理由③判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

理由④判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である場合

理由⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

理由⑥地域ケア会議等（保険者や地域包括支援センターが関与する会議を含む）において、当該居宅サービス計画の支援内容について意見や助言を受けた計画